

# ケイズ'リハビリ'訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケイズコネクションズが設置するケイズ'リハビリ'訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称:ケイズ'リハビリ'訪問看護ステーション
- (2) 所在地:東京都杉並区上荻1丁目18-16亀屋酒販第一ビル 501号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1)管理者:看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2)看護職員:保健師、看護師又は准看護師:8名 ※必要に応じて雇用し配置する  
※常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする。)  
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。
- (3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:10名 ※必要に応じて雇用し配置する  
訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

## (営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 :通常月曜日から金曜日までとする。但し、土日、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間:午前9時から午後6時まで。但し、利用者との契約により土日祝日、24時間体制で対応。  
2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

## (訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり  
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交

#### (訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

#### (訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話  
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
  - (2) 診療の補助  
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
  - (3) リハビリテーションに関すること。
  - (4) 家族の支援に関すること。  
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- 2 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)
  - 3 訪問看護報告書の作成

#### (緊急時における対応方法)

- 第10条 訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 利用者に対する訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (利用料等)

- 第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
- 2 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬 告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払い**を受けるものとする。  
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。
  - 3 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払い**を受けるものとする。  
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。
  - 4 キャンセル料については、利用日の前営業日 17 時まで申し出があった場合は無料とし、利用前営業日までに申し出がなかった場合には 2000 円を徴収する。
  - 5 医療保険利用者の利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額とおりとする。(別表)
  - 6 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費は、実費を徴収する。  
但し、医療保険利用者の場合は、杉並区以外 1 日 400 円徴収する。

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、杉並区・中野区・練馬区・武蔵野市とする。

(衛生管理等)

第13条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 訪問看護サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第15条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2)虐待防止のための指針を整備する。
- (3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- (4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当責任者を置く。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防

止のための訓練を年1回以上実施する。

- 2 事業所は、事業所内で感染症が発生した場合、原因の究明、改善策の立案、対策を実施するとともに実施報告が義務付けられているものについては、速やかに区市町村及び保健所に報告する。

(ハラスメント防止)

第19条 事業所は、ハラスメントの防止およびそれが発生した後の雇用管理上の対応について必要な措置を講ずるものとする。

- (1)ハラスメント防止対策の定期的な周知
- (2)相談窓口の設置

- 2 事業所は、相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じる。また、再発防止策を講じる等適切に対処する。

(業務継続に向けた取り組み)

第20条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1)採用後3ヶ月以内の初任研修
- (2)年×2回の業務研修

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。  
(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケイズコネクションズ代表取締役磯野久美子と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成25年5月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年7月1日から施行する。

この規定は、平成26年9月21日から施行する。

この規定は、平成28年3月1日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から施行する。

この規定は、令和元年5月20日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和2年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月15日から施行する。

この規定は、令和6年5月17日から施行する。

利用料金の表示について次ページから別添付する